

# 農振除外の手続きは 5月20日まで 農業振興地域整備計画を見直します

町では、豊かな住みよい農村環境を確立するため「平泉農業振興地域整備計画」を策定し、5年ごとに見直しをしています。農地を農地以外の土地に変更するときに必要な「農振除外」の手続きは、原則として計画の見直し時期にしかできません。平成23年度は、計画の見直し時期に当たることから「農振除外」の手続きなどについてお知らせします。

◎問い合わせ先：農林振興課 ☎46-5564

## 農振計画のあらまし

農業振興地域整備計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて市町村が定める計画です。この計画は、農業の振興を図るべき地域（農業振興地域）を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化を総合的に推進することを目的としてい

ます。

町ではおおむね10年間を見通して計画を定めています。

## 農振除外とは？

農業振興地域内には、農用地として利用するための土地の区域を定めており、これを「農用地区域」といいます。農用地区域は、優良な農地の

保全のため、土地基盤整備などの農業施策を重点的に行うために、農業以外の目的での利用が制限されています。このため、農用地区域内の土地を農地以外に使用するとき、農地転用の許可申請の前に、農用地区域からの除外手続きが必要になります。この「農用地区域からの除外」のことを一般的に「農振除外」と呼んでいます。

## 農振除外できる土地

次の要件をすべて満たした場合に限り、農振除外をすることができます。

- ① 農用地区域以外に代替する土地がないこと
- ② 農用地区域の農業上の効率的で総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③ 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者など）の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④ 農用地区域内の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤ 土地改良事業などの土地基盤整備事業が行われた場合、完了した翌年度から数えて8年を経過していること

## 農振除外の手続き

農振除外の手続きは、役場農林振興課で受け付けます。受付期間と提出書類は次の通りです。

- ◎ 手続きの受付期間  
3月14日（月）～5月20日（金）
- ◎ 提出書類  
① 農用地利用計画変更申出書（農林振興課に備え付け）  
② 公図（申請地の地番や地目、隣接地の状況を示した図面）  
③ 位置図（申請地の位置や付近の状況が分かる地図、住宅地図など）  
④ 事業計画の概要が分かる設計書、配置図など

## 今後5年間は 農振除外できません

受付期間を過ぎると農業振興地域整備計画の見直しが始まり、今後5年間は原則として農振除外ができません。今後5年間に農地転用の予定がある人は、5月20日（金）までに手続きを済ませてください。今回の見直しで農振除外が認められた場合、具体的に農地を農地以外の目的で利用することができるとは、平成24年4月以降となります。



上空から見た町内の農地

# お知らせします 町職員の給与状況

平泉町職員の給与は国・県の制度に準じています。また、町議会での予算や給与条例の審議を通じて明らかにされていますが、町民の皆さんに、より一層のご理解をいただくため、そのあらましをお知らせします。



## ①人件費の状況(平成21年度普通会計)

住民基本台帳人口(年度末)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
8,577人	4,119,935千円	990,975千円	24.1%

※人件費には特別職（三役、議員、各種委員など）に支給される給与、報酬などを含まず。

## ②職員給与費の状況(平成21年度普通会計) (単位：千円)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤労手当	計(B)	
107人	409,479	70,881	156,059	636,419	5,948

※職員手当には退職手当を含みません。

## ③平均給与と平均年齢の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	326,400円	42.3歳
技能労務職	343,100円	49.3歳

## ④初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	学歴	決定初任給
一般行政職	大学卒	161,600円
	高校卒	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円

## ⑤期末・勤労手当の状況 (平成22年12月給与条例改正後)

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.60月分
勤労手当	0.675月分	0.675月分	1.35月分

## ⑥特別職の報酬などの状況 (平成22年12月給与条例改正後)

区分	報酬などの月額	期末手当	
町長	595,000円	6月期	1.40月分
副町長	524,500円		
議長	271,000円	12月期	1.55月分
副議長	218,000円		
議員	203,000円	計	2.95月分

## ⑦職員数の状況 (各年4月1日現在・単位：人)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	22年	21年			
一般行政	議 会	2	2	0	
	総 務	21	21	0	
	税 務	5	5	0	
	民 生	22	23	△1	事務事業調整による減(△1)
	衛 生	10	10	0	
	農林水産	10	10	0	
小計	3	3	0		
	6	6	0		
小計	79	80	△1		
特別行政	教 育	27	28	△1	事務事業調整による減(△1)
	小計	27	28	△1	
公営企業等会計	診 療 所	0	3	△3	施設の民間移譲による減(△3)
	水 道	4	4	0	
	下 水 道	1	1	0	
	その他	4	4	0	
	小計	9	12	△3	
合 計	115	120	△5		

(平成22年度定員管理調査より)